

1950年代における高知県須崎野見湾沿海集落の生業生態(2)

大崎, 晃

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

83

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

21

(発行年 / Year)

1992-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004705>

一九五〇年代における高知県

須崎野見湾沿海集落の生業生態 (二)

大崎 晃

目次

- 一 序
- 二 湾内地域の概観
- 三 大型定置網漁業
- 四 湾岸集落の生業 (一部迄前号)
- 五 経営形態とその基盤
- 六 結語

四 湾岸集落の生業 (承前)

1

さて内容に入ろう。当時の漁家には今日のような高齢化・過疎化の問題はなく、一世帯内に二世代以上が同居し、労働力問題では安定したものだ。ここでは漁船や漁網を所有または一部出資して青壮年時代は漁業に従事し、老年に達すると後継者に相続させることを代々続けてきた。しかしまた多くの漁家は、年間労働日数でみるかぎり

労働力は完全燃焼状態にあるとはいえず、ほとんどの世帯が農業を兼業している。だがその耕地は狭少で年間労働日数に示される高い労働投下量から考えると、労働対象をすべて地元内に求めざるを得なかった当時の状況は、就業事情が限界に達していたとみられる。では限界状態にあった就業事情の中にあつて、不可欠とみえる農地を欠いたらばどうなるか。野見湾の事例はこの問題を考えるのによい素材を与えてくれる。

野見集落はほとんど農地を保有せずカツオ一本釣・イワシ四ツ張網等沖合漁業を開いていた。漁場の広い沖合漁業は努力によって報われる性格を持ち、沿岸漁業よりも現状打開への可能性がある。これに対して大敷網のような定置網漁業は回遊魚

農 業 年 間 従 事 状 況

資 持 分		年間労働日数			年齢	世帯主との続柄	世帯主名	漁家番号	
一 本 釣	大 型 定 置 網	農 業	漁 業	漁 業					
株	株	日	日	日					
漁徳丸	2号		250		37	世帯主	H. K.	1	
漁徳丸			80	120	60	世帯主	H. R.	2	
漁徳丸				100	74	世帯主	Y. K.	3	
勇躍丸	2号		30	300	35	長男	H. S.	4	
漁徳丸			30	300	31	三男			
漁徳丸			30	300	23	三男			
	1号 8/500		200		150	45	長男	H. K.	5
漁徳丸 1/3	1号 1/500		65		200	66	世帯主	F. T.	6
漁徳丸			65	300	30	二男			
漁徳丸			160	200		32	世帯主	H. S.	7
				90		62	世帯主	H. E.	8
	2号		200	150		42	世帯主	H. H.	9
				60		59	世帯主	H. U.	10
躍漁丸	2号		50	300	31	長男			
大輝丸			200			57	世帯主	U. S.	11
進栄丸				150		22	長男		
進栄丸	2号		110	240		43	長男	H. K.	12
	1号 5/500		200		150	42	長男	N. T.	13
嘉漁丸	2号			250		36	世帯主	M. K.	14
勇漁丸 1/5					260	33	世帯主	N. M.	15
勇漁丸					21	三男			
躍漁丸			240			58	世帯主	O. K.	16

農業年間従事状況

資 持 分		年間労働日数			年齢	世帯主との続柄	世帯主名	漁家番号
鰹一本釣	大型定置網	農業	漁業 被備	漁業				
		株	株	日	日	日		
	1号 8/500	215		150	49	世帯主		
	2号	215	150		20	長女	M. K.	1
	九石大敷				52	世帯主		
	甲罫小型				22	長男	N. U.	2
	甲罫小型	60	300		48	世帯主	M. Y.	3
		60	120		66	世帯主	N. T.	4
	九石大敷	60	300		21	長男	N. Y.	5
	2号	200	150			世帯主		
	甲罫小型	35	300			長男	N. T.	6
	1号 3/500	200		150	51	世帯主		
		60	120		21	長男	M. M.	7
		30	300		77	世帯主	M. S.	8
	1号 2/500, 九石	35	300		63	世帯主	N. Y.	9
	1号 1/500, 2号	100	150		35	世帯主	M. N.	10
	1号 5/500	100		150	58	世帯主		
	2号, 甲罫	150	150		25	三男	N. T.	11
	九石大敷	30	270		21	二男	N. T.	12
	1号 5/500	100		150	40	長男	M. H.	13
	1号 1/500, 甲罫	35	300		54	世帯主	N. T.	14
	九石大敷	110	240		25	長男	N. A.	15
	1号 3/500	200		150	27	養子	M. N.	16
	1号 1/500, 九石	30	300		68	世帯主		
	九石大敷	30	300		26	長男	N. K.	17
	2号	100	200		27	長男	N. K.	18
	九石大敷	60	300		56	世帯主	M. W.	19
増漁丸	1号 3/500	90	120	150	36	世帯主	N. I.	20
	観音小型定置	60	300		19	長男	H. K.	21
	1号 5/500	85		150	35	世帯主	N. S.	22
	1号 5/500	200		150	24	長男	I. T.	23
	1号 5/500	160		150	34	長男	Y. N.	24
	1号 1/500				72	世帯主		
	2号	150	150		38	長男	Y. K.	25
鰹漁丸	2号	35	300		33	世帯主	N. Y.	26
	1号 3/500	200		150	40	二男	N. T.	27
	1号 1/500				76	世帯主		
	九石大敷	35	300		19	二男	N. K.	28

表 2.4 大谷集落漁業

農産物			農地		漁業従事と出		
甘藷	麦	米	畑	水田	養殖	雑	漁
貫	石	石	反	反		株	株
2,500	2.4	4.6	2.5	2.3			
750	0.4	0.6	1.5	0.3			
500			2.0				
200			0.3				柏原網組
50			0.2				
200	3.2	3.4	0.4	1.7			
400	1.6	4.0	1.0	2.0			柏原網組
200	1.2		0.4				柏原網組
500	2.8	4.0	1.0	2.1			
160	1.2	2.4	0.4	1.6			
900	1.6	3.4	1.7	2.5			
50			0.1				
500	2.0	2.2	0.9	1.6			
500	2.4	2.6	1.0	1.3			
70			1.0				
700	1.6	2.0	1.5	1.3			
400	0.8		0.7				
200	1.6	4.0	0.4	2.0			
250	2.0	0.8	1.5	0.3			
100			0.2				
500			1.0				
500	1.2	2.0	1.0	1.0			
1,000	2.4	6.4	2.5	3.2			
1,000	4.0	6.0	1.5	3.0			西路網組
600	2.0	4.8	1.0	2.0			
150			0.3				
900	2.0	5.0	1.5	2.5			
150			0.3				

資 持 分		年間労働日数			年齢	世帯主との続柄	世帯主名	漁家番号
罾一本釣	大型定置網	農業	漁業	漁業				
			日	日	日			
	1号 3/500	150		150	47	世帯主	M. M.	29
	1号 3/500	200		150	31	長男	N. S.	30
	1号 3/500	200		150	34	世帯主	N. Y.	31
	1号 3/500	200		150	46	世帯主	N. T.	32
	観音定置	50	300	20	20	長男	N. T.	32
		30		280	58	世帯主	U. H.	33
		30	280		33	長男		
	甲岬小型		300		38	世帯主	N. T.	34
	1号 1/500	30		300	59	世帯主		
	九石大敷	40	300		29	長男	N. H.	35
	1号 1/500	200		150	29	長男	M. H.	36
			200		28	二男		
	1号 3/500	210		150	37	養子	I. K.	37
	1号 3/500	200		150	39	二男	I. T.	38
	1号		150		49	長男	N. T.	39
	1号 8/500	200		150	32	二男		
			300		24	長女	N. M.	40
	九石大敷	100	180		21	四男		
	2号	100	150	100	55	世帯主	H. Y.	41
	1号 1/500	100		250	30	長男		
	1号 7/500	200		150	39	三男	N. T.	42
	1号 6/500	120		150	36	世帯主	N. Y.	43
	1号 5/500, 甲岬	60	300		36	長男	N. B.	44
	1号 6/500	205		150	30	二男	I. T.	45
	1号 5/500	200		150	51	世帯主	I. H.	46
	九石大敷	55	270		60	世帯主	N. S.	47
	1号 3/500	210		150	35	長男		
		60	300		56	世帯主		
	1号 5/500	150		150	33	長男	I. T.	48
	観音岬小型		300		26	二男		
	1号 1/500, 九石	65	270		62	世帯主	N. U.	49
	甲岬小型	35	300		22	長男	M. M.	50
	1号 1/500	40			74	世帯主	M. H.	51
	2号	100	150		45	長男		
	1号 5/500	210		150	34	長男	M. S.	52
	2号	150	150		60	世帯主	M. S.	53
	甲岬小型	50	300		31	二男		

(表 2・4 つづき)

農 産 物			農 地		漁 業 従 事 と 出		
甘藷	麦	米	畑	水田	養 殖	雑 漁	
	石	石	反	反		株	株
400	3.2	4.0	0.8	1.3			
1,500	3.2	6.4	3.0	3.3			
250	2.4	3.6	0.5	1.8			
350	2.0	4.6	0.7	2.3			
200			0.3				久栄丸 1/1 久栄丸
500	2.8	4.0	1.0	1.7			秀吉丸 1/1 秀吉丸
1,000	0.8	3.4	3.0	1.7	高島真珠		
800	2.8	8.0	2.0	4.0			
800	3.2	7.2	2.0	3.7			
800	1.5	2.5	1.5	1.5			
600	2.0	4.6	1.5	2.3	高島真珠		
500			1.0				元漁丸 1/1
700	2.4	3.2	1.5	1.6			
500	3.2	4.0	1.0	2.0			
150			0.4				
800	2.0	5.0	2.0	2.5			
500	1.0	3.0	1.0	1.5			
400	2.0	3.0	1.0	1.5			
		5.6		2.8	三枝真珠		
500		0.8	1.5	0.4			
400			1.0				
400	2.0	3.0	1.0	1.5			
500	1.6	3.0	1.0	1.5			
500	2.0	3.2	1.0	1.7			

資 持 分		年間労働日数			年齢	世帯主との続柄	世帯主名	漁家番号
鱈一本釣	大型定置網	農業	漁業被償	漁業				
株	株	日	日	日				
	1号 8/500	200		150	38	世帯主	M. M.	54
	甲岬小型	35	300		52	世帯主	M. M.	55
	1号 7/500	125		230	58	世帯主	M. M.	56
	2号	65	300		23	三男	M. M.	56
	2号	115	200		43	養子	M. U.	57
	2号	200	150		32	長男	M. A.	58
	2号	150	150		62	世帯主	F. M.	59
	2号	100	150		46	世帯主	M. M.	60
	1号 4/500	180	150		34	世帯主	M. T.	61
	甲岬小型	65	300		36	長男	M. M.	62
	2号	200	150		38	世帯主	M. Y.	63
	2号	100	150		46	世帯主	Y. M.	64
	2号	60	300		26	長男	T. Y.	65
進栄丸	1号 5/500	60		150	55	世帯主	U. T.	66
		30	220		28	長男		
	2号	200	150		31	長男	M. F.	67
	1号 5/500	200		150	55	世帯主	M. Y.	68
	2号	200	150		25	長男		
	1号 8/500	200		150	34	長男	M. Y.	69
	2号	200	150		30	二男		
	2号	100	150		27	長男	T. H.	70
	1号 5/500	180		150	45	養子	T. U.	71
	2号	65	150		49	世帯主	Y. Y.	72
	甲岬小型	35	300		31	長男	T. K.	73
	九石大敷	55	270		26	三男		
	2号	120	150		49	世帯主	Y. T.	74
	2号		150		36	世帯主	M. I.	75
	1号 5/500	110		150	56	世帯主	T. H.	76
	2号	110	150		18	二男		
	2号	150	150		40	世帯主	M. K.	77
	1号 11/500	215		150	51	世帯主	M. K.	78
	2号		230		33	世帯主	M. M.	79
	1号 16/500	120		150	58	世帯主	M. Y.	80
	甲岬小型		300		24	長男		

(表 2・4 つづき)

農 産 物			農 地		漁 業 従 事 と 出			
甘藷	麦	米	畑	水田	養 殖	雑 漁		
貫	石	石	反	反		株	株	株
300	1.6	2.2	0.5	1.2				
1,200			4.0					
400	1.2	2.0	1.0	1.0				増漁丸
750	1.6	2.0	1.5	1.0				
750	2.5	2.5	1.5	1.0				
300	1.6		0.8					
200	0.8	0.8	0.6	0.3				
120		0.4	0.4	0.2				
1,200	1.2	1.7	1.5	0.8				
350	1.0	1.2	0.7	0.6				
200	0.8	2.4	0.4	1.2				
300	1.0	1.0	0.5	0.5				増漁丸
300			1.0					
500	2.4	3.0	1.0	1.5				
500	1.6	2.0	1.0	1.0				
500	2.8	4.6	1.4	2.3				
500	0.6	0.8	1.0	0.3				
800	0.8	3.5	1.5	2.5				
40			0.1					
600	0.8	2.4	3.5	1.2				
300			0.7					
360	1.6	1.2	1.0	0.6				
240	0.8	3.0	0.6	1.5				
800	1.6	2.0	2.0	2.0				増漁丸
500			1.2					

表 2・5 小 浦 集 落 漁 業 ・

農 産 物					農 地		漁 業 従 事 と 出		
甘藷	麦	米	畑	水田	養 殖	雑 漁			
貫	石	石	反	反		株	株	株	
1,000	1.8	7.2	2.0	3.6					
150			0.3					照義丸 1/3	
250		0.2	0.5	0.6				漁富丸 1/1	
500		2.0	1.0	1.0				優漁丸 1/1	
								優漁丸	
								優漁丸	
						第 6 双子丸 1/1	第 5 双子丸 1/1	旭丸 1/1	
								海洋丸	
250	0.3		0.5						
100			0.2					広漁丸 1/2	
500	0.8		1.5					漁栄丸 1/1	
								漁栄丸	
300			0.7					広漁丸 1/2	
								広漁丸	
250	0.8		0.5					豊漁丸 1/1	
								豊漁丸	
250	0.8	2.0	0.5	1.0					
								浜亀丸	
250	0.8		0.5						
800	0.8							平次丸 1/1	
								高德丸 1/1	
500	1.2		1.0					盛義丸 1/1	
								盛義丸	
150			0.3					直輝丸 1/3	
500	0.4	1.2	1.3	0.6					
700			1.5					光次丸 1/1	
								光次丸	
								広福丸 1/3	
								昭漁丸 1/2	
700	0.8	1.0	1.5	1.5			第 2 浜麻丸 1/1	第 1 浜麻丸 1/1	
200			0.5						
500	0.8	2.0	1.0	1.0					

資 持 分		年間労働日数			年齢	世帯主との続柄	世帯主名	漁家番号		
鑑 一 本 釣	大型定置網	農業	漁業	漁業						
		株	株	日	日	日				
	1号 3/500			120		150	50	世帯主	H. S.	26
	甲岬小型			100	240		56	世帯主		
	2号			100	150		25	長男	H. K.	27
				100	160		22	二男		
				30		300	52	世帯主	N. Y.	28
				30	300		27	長男		
	甲岬小型			30	300		56	世帯主	M. M.	29
	九石大敷			25	240		18	四男	H. T.	30
				60		250	47	長男		
				60	250		35	三男	U. H.	31
	2号			120	250		29	三男		
	観音小型			60	300		43	長男	M. H.	32
				100	150		22	二男		
				30		300	36	世帯主	N. F.	33
				20		300	37	世帯主	H. S.	34
	2号			210	150		28	次男	M. N.	35
	甲岬小型				240		35	世帯主	H. M.	36
				30		270	74	世帯主		
				30	270		28	三男	T. S.	37
				200		120	52	世帯主	H. S.	38
				60		90	50	世帯主	U. K.	39
						180	66	世帯主		
					280		37	長男	M. Z.	40
				60		250	70	世帯主		
				60	250		36	長男	M. S.	41
	2号			40	150		54	世帯主	H. O.	42
				150		100	59	世帯主		
	甲岬小型			100	200		30	長男	U. S.	43
	2号			180	150		24	三男		
	観音岬小型			35	300		56	世帯主		
				60		280	22	長男	Y. M.	44
	観音岬小型			35	300		62	世帯主		
	1号 13/500			30		300	39	長男	M. K.	45
	観音岬小型				300		52	世帯主	N. Y.	46
	観音岬小型			35	300		60	世帯主	M. S.	47
	観音岬小型			35	300		40	世帯主	N. K.	48
	観音岬小型				250		35	世帯主	H. S.	49

(表 2・5 つづき)

農産物			農地		漁業従事と出				
甘藷	麦	米	畑	水田	養殖	雑	漁		
100	0.8	0.8	0.2	0.4	高島真珠	株	株		
250	0.8	3.6	0.5	2.0					
200			0.4					漁昇丸 1/1	
500		0.4	1.0	0.2				漁昇丸	
100			0.2						
400			1.5					兵馬丸 1/1	
								兵馬丸	
1,000			3.0					広福丸 1/3	
								広福丸 1/3	
3,500			5.0						
400			1.0					松漁丸 1/1	
1,000		1.2	2.0	0.6				盛吉丸 1/1	柳吉丸 1/1
400			1.0						松吉丸 1/5
									末松丸 1/1
									重馬丸 1/1
200			0.7			重馬丸			
400			1.0			雄政丸 1/1			
500	0.8		1.0			勇成丸 1/1			
						重喜丸 1/1			
500	0.8		1.5						
500	0.8	0.8	0.6	1.0		照義丸 1/3			
						昭漁丸 1/2			
1,500	0.8	0.8	2.0	0.5					
200		1.6	0.5	1.0		海洋丸 1/2			

資 持 分		年間労働日数			年齢	世帯主との続柄	世帯主名	漁家番号
鰹一本釣	大型定置網	農業	漁業	漁業被備				
		株	株	日	日	日		
	観音岬小型 2号	35	300		61	世帯主	K. Y.	50
	甲岬小型 1号 9/500	100	150		30	養子		
	観音岬小型	35	300		68	世帯主	M. R.	51
	観音岬小型	200		150	30	二男		
	観音岬小型	35	300		55	世帯主	H. I.	52
	観音岬小型	30		250	18	長男		
	観音岬小型	35	300		53	世帯主	H. T.	53
	観音岬小型	50		150	22	長男		
	観音岬小型	35	300		53	世帯主	M. M.	54
	観音岬小型	35	300		56	世帯主	M. H.	55

漁業・農業年間従事状況

養 殖 分		年間労働日数			年齢	世帯主との続柄	世帯主名	漁家番号
鰹一本釣	大型定置網	農業	漁業	漁業被備				
		株	株	日	日	日		
	甲岬小型	30		300	35	世帯主	N. N.	1
	甲岬小型	30		300	32	世帯主	N. M.	2
	甲岬小型	100	150		58	世帯主	N. K.	3
	1号 2/500, 甲岬	180		180	27	世帯主		
	甲岬小型	300			60	父	U. Y.	4
	1号 8/500		90	150	32	世帯主	M. T.	5
	佐賀大敷	30	300		41	世帯主	M. T.	6
	佐賀大敷	30		200	60	世帯主	M. K.	7
	佐賀大敷		250		38	長男		
	1号 5/500	100		230	47	世帯主		
	1号 5/500	100	230		23	長男	K. R.	8
	1号 5/500	100	230		21	二男		
	1号 5/500	200		100	60	世帯主	N. K.	9
	1号 5/500	30		300	39	世帯主	N. N.	10
	1号 5/500	30		300	72	世帯主		
	1号 5/500	30	300		42	長男	N. N.	11
	1号 5/500	30	300		29	五男		
	1号 5/500	90	150		40	世帯主	N. U.	12
	1号 5/500	100		180	52	世帯主		
	1号 5/500	100	180		22	長男	N. T.	13

資 持 分		年間労働日数			年齢	世帯主との続柄	世帯主名	漁家番号
鯉一本釣	大型定置網	農業	漁業 備 被	漁業				
株	株	日	日	日	62	世帯主	N. M.	14
		60	300	300	37	世長男		
		60	300	300	33	三五男		
	旭洋大敷	60	270	42	42	世帯主	K. T.	15
	1号 6/500	40	200	50	39	世帯主	T. T.	16
			300		38	世帯主	M. K.	17
	1号 7/500	50		300	35	世帯主	H. K.	18
	2号	100	150		25	三男	O. H.	19
	1号 13/500	40		270	55	世帯主	M. S.	20
	2号	40	270		32	三男		
		25		240	72	世帯主	M. S.	21
	2号	25	240		46	世長男		
	1号 5/500	150		150	32	世帯主	M. Y.	22
		30		300	62	世帯主	M. T.	23
		30	300		34	世長男		
	2号	60	250		28	長男	M. Y.	24
		30		300	44	世帯主	O. F.	25
	旭洋大敷	40	150	150	75	世帯主	N. T.	26
	1号 3/500	40	150	150	34	世長男		

五 経営形態とその基盤

野見湾岸でもっとも重要な漁種に大型定置網漁業がある。幕藩時代には主要な生産手段である漁船と網は課税の対象とされ、土佐藩では弘化年間に「鯉釣船 銀九十三匁五分九厘 地引網 銀八十四匁五分 大挽網 銀百二十六匁七分五厘」の口銀が課され、寛政七年八月の「浦々出米之事」には「一、三枚帆漁船壹艘ニ付米三升宛 一、大網壹帳ニ付米七升宛 一、地引網壹帳ニ付米五升宛」の定めがあった。鯉漁船や大敷網のような多数の人員による協業を要する漁業では、前者は乗組員集団である船中(東日本では同族団)が、後者では共同経営体である網組(西日本では村総有)が経営主体となつて税を負担する場合が多かった。村内では本百姓に比定される納税者が事実上の経営者層となり、無株労働者層との間に階層を形成した。明治期に入ると、明治十九年の準則と明治三十四年の旧漁業法および明治四十三年の漁業

(表 2・6 つづき)

農産物			農地		漁業従事と出		
甘藷	麦	米	畑	水田	養殖	漁	雑
貫	石	石	反	反		株	株
1,600			4.0				道春丸 1/1 道春丸 道春丸
700			1.5				良水丸
100			0.5			富高丸 1/1	漁進丸 1/1 進漁丸
2,000			3.0				寛一丸 1/1
150			0.3				
3,500	2.0		4.0			生漁丸 1/1 生漁丸	森惣丸 1/1 森惣丸
900	0.4		1.5				第2幸漁丸 1/1 第2幸漁丸
800	1.2		2.0				
700			1.5				鶴丸 1/1
1,000			2.0				
400			1.0				大漁丸 1/1
500			1.0				中富丸 1/1

法は幕藩時代の慣行先規を基本的に踏襲したため、従来の漁業のあり方も継承された。しかしその後盤漁業では漁船の大型化による漁場の拡大や船数の増加によって生産の拡大が可能であったのに対し、大敷網のような定置網では大型化や改良による生産の拡大はみられたものの、制約された漁場のため成長には限界があった。そのため大敷網の経営には従来の共同経営者達による村張り経営と呼ばれる共同経営の方式が登場した。

高知県の場合、東洋町野根地区にある四つの漁場はいずれも昭和二十六年から、野根共同大敷組合（伏越漁場・水尻一号）野根大敷組合（淀ヶ磯）新生大敷組合（水尻二号）が漁協から漁業権を借りて経営したが、組合はいずれも野根地区居住の成人男子による一世帯一株宛の出資者によって構成されている。室戸市佐喜浜地区にある三つの漁場（源太箸・黒箸・立岩箸）はそれぞれ昭和九年・六年・七年から佐喜浜大敷組合が経営するが、組合は一世帯一株宛の出資で構成され、五年ごとに更新される。

室戸市椎名地区では大正十三年から漁業権を椎名漁業組合から椎名鯛大敷組合が無償で借り受け経営を開始した。鯛大敷組合は椎名地区に居住する漁業組合員全戸に一株宛が与えられ、株主権の相続譲渡売買等は椎名漁業組合員間に限って認められた。漁業組合と大敷組合との漁業権貸借期間は五年で、契約更改時に大敷組合も解散され、また新たに漁業組合員全戸に対し一株を与えて組合内部の持株の均等化につとめている。室戸市三津地区では昭和五年から三津大敷組合が漁業組合より漁業権を借りて経営を始めた。大敷組合は漁業組合員全戸に一株が与えられ、分家起立に際しては第一分家は新世帯独立後五年経過後に一株が、第二分家は五年で半株十年で一株が与えられた。また一度地区外に転出した組合員の転入に際しては漁業組合加入後十年の経過が必要とされる。室戸市高岡地区では昭和十三年から漁業組合より漁業権を借りて高岡大敷組合が経営にあたったが、組合は漁業組合員に一株を与え、分家した次男には三年経過後に三分ノ一株、九年経過後に一株が与えられ、分家した三男には四年経過後に三分ノ一株、十二年経過後に一株が与えられ、一度転出した組合員の転入に際しては分家した次男と同じ基準が適用される。

中土佐町上ノ加江地区では上ノ加江大敷組合が明治三十年に漁業組合から漁業権を借り受けて経営にあたった。大敷組合員の資格は上ノ加江浦分に居住して一戸を構え、従来から鯛立網漁業を営む漁業者で成人に達したものに一株が与えられた。また一株組合員から分家を起立したものに十分の七株が、従来鯛立網漁に参加した半漁半商のものに十分の五株が与えられたが、その後次第に株数が増加したため株数は百四十九株二分に固定された。中土佐町矢井賀地区では明治三十二年から矢井賀大敷組合が漁業権を借りて経営にのり出すが、組合は漁業組合員全戸一株宛の出資で構成された。組合員から分家が起立されたときには、最初の三年間は十分の七株が与えられ、四年経過後に一株が与えられる。中土佐町久礼地区では昭和二十七年から久礼鯛大敷組合が経営した。同組合は漁業協同組合員に対し一世帯一株宛を与え、分家起立の場合は五年経過後に一株を与えた。また組合員の転出に際しては三年間は資格の存続が認められた。佐賀町伊田地区では昭和三十一年から伊田大敷組合の経営になるが、組合員は伊田漁業協同組合員とまったく同じ構成員で本地区に三年間居住する世帯主からなり、分家の場合も同等にあつかわれる。

土佐清水市以布利地区では昭和十四年から以布利共同大敷組合が漁業組合から漁業権を借りて経営を始めた。組合員は漁業組合員であって独立後二年を経過することが条件で、この間に地区の事業費を負担し慣行への出役を果している条件を満たせば一株が与えられる。分家の際も直ちに一株を与えられるが、他地区からの転入者には本地区で十年間の漁業者生活と地区への義務の履行が必要とされ、また転出の場合は直ちに資格が停止される。土佐清水市貝ノ川地区では昭和三十一年から貝ノ川大敷組合が経営するようになったが、大敷組合員と漁業権をもつ漁業協同組合とは構成員が同一で、その資格は地区内で五年間の漁業実績が必要とされる。土佐清水市窪津地区では昭和十六年から窪津共同大敷組合が漁業組合から漁業権を借りて経営にあたった。組合員資格は漁業組合員で地区の経費負担と出役の義務を履行している独立生計の世帯主に一株が与えられ、地区外へ転出した場合は資格を失ない、転入者は前記の条件を満たせば即時に資格を回復する。分家の加入は認められるが相続以外の資格譲渡は認められない。

大月町古満目地区では幕藩時代からの網漁業者の集団である古満目水主組合が、明治二十三年に漁業権を得てから外部漁業者へ漁場を賃貸してきたが、昭和九年（古当漁場）および十二年（古満目崎漁場）から水主組合が直接経営することとなった。組合員は旧来の五十三人（五十三株）の地区在住者に限定され、株の移譲は認められていないが増減はない。

このように高知県の大型師定置網漁業の経営は、過半が大敷網組合という任意組合によってなされている。大敷組合はいわゆる村張り経営と呼ばれる村落共同体が経営主体となる組織で、経営に際しての地区住民の優先性を企図している。一般に組合員の資格は、独立して漁業を営む地元漁業組合員とし、分家起立の場合には一定期間地区への課税負担の義務を果した後に参加が認められた。ひとたび地区外へ転出した組合員が帰村転入する際にも一定年限の試用期間が課された。このような大敷組合組織は、制約された漁場に対する戸口増加にともなう就業機会の飽和回避手段として、国内労働市場がせまかった一九五〇年代までは高知県ばかりでなく三重県・福井県など各地でみられたのであった。

だが高知県の大敷組合がいずれも村張り経営だったのではない。本稿でとりあげた野見湾岸の現須崎市双子漁場

や土佐市宇佐地区では、大型定置網の大敷組合は村張り経営ではなく第四節でみたとおり漁業組合員による任意の出資者で構成され、組合員は世帯主に限定されないので一世帯内で家族間に分散したり、持株数にも幅がある。株の譲渡は漁業組合間には認められ、分家や転入者等への制約もまったく存在しない。本稿でとりあげた野見湾岸地域の場合は、高知県に広くみられる村張り経営ではない少数事例のそれであるが、しかし一方では村張り経営成立の背景比較の検証に適している。すなわちこの地域は、勢井・野見・駿岐・大谷・中ノ島・戸島の生業を異にする集落が野見湾をとり囲み、双子一号・二号の大型定置網を共同で経営している。新双子一号・同二号大敷組合は、主として勢井・大谷集落の住民から構成され、野見などその他の集落住民の参加者は少ない。これは前者がこの地域としては農業の比重が高いのに対して、後者ではカツォ一本釣、イワシ四ツ張網をはじめとする各種漁業が営まれることとも関係している(表2)。水揚が不安定(表1)な定置網の経営には農業を兼業する必要と、他の漁業を兼業した場合の労働力配分の問題によって、定置網の経営が勢井・大谷集落の住民に集中したものであろう。逆にその他の農業をもたなかった集落では沖合漁業へ進出し、それだけ定置網への依存度が稀薄になっていった。このようにこの地域は生業の異なる小集落が混在したことによって、地域内全住民による排他的共同経営、いわゆる村張り経営にすまずに、任意の住民の経営参加による経営形態をとるにいったと思われる。このことからいわゆる村張り経営は、定置網以外にめばしい漁業が存在しないが農業や林業など陸上産業を兼業する、生業を同じくする集落を基礎に成り立っていることを示唆している。

注

- (1) 平尾道雄『土佐藩漁業経済史』高知市立市民図書館 昭和三〇年 六六～六八頁。
- (2) 小関豊吉「藩政時代に於ける土佐水産業の一考察」土佐史談 第三七号 昭和六年 一一〇頁。
- (3) 拙稿「駿州焼津における近世の漁業貢租制度」法政大学教養部紀要 第七一号 社会科学編 平成元年 一一～二二頁他。
- (4) 山口和雄『近世越中灘浦網漁業史』アチックミューゼウム彙報 三二 昭和十四年。

岩崎英精『丹後伊根浦漁業史』伊根漁業協同組合 昭和三十年。

中野 卓「北大吞諸村とその鰯網の変遷(一)」(四)「東京教育大学文学部社会科学論集 2・5・10・15 昭和三

〇・三一・三八・四三年 頁数略 他。

村長利根郎・王城 著「漁業協同組織の研究―三重県九木浦―」愛知大学法経論集 第三〇号 昭和三五年 一〇三―一五二頁。

河岡武春『海の民』平凡社 昭和六二年。

(5) 二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』お茶の水書房 昭和三七年。

(6) 羽原又吉「明治維新时期を中心とする水産業の変遷過程と漁業法との関係並に其後の推移」(一)『社会経済史学 第八巻 第二―四号 昭和一三年 頁数略 他。

(7) 高知県師範漁業同業会『高知県師範漁業誌』同会 昭和三年 および現地調査による。

六 結 語

これまで一九五〇年代、経済成長期以前の沿岸漁村の生業形態を高知県の大型定置網漁村についてみてきた。当時はいまだ労働市場はせまく交通事情も整わず、地域内労働力の消化は地域内資源の利用にむけられこれを強化していった。住民が高齢化・過疎化した今日とは異なり、当時は豊富な中堅労働力が各種近海漁業に従事するとともに、山頂に達するまで沿岸の山腹は丹念に耕地化されていたが、労働力の不完全燃焼状態は解消されたとはいえなかった。こうした中で大型定置網漁村の多くで先住漁民による既得權益擁護のためにとられたのが村張り経営であった。村張り経営はその資本の閉鎖的運用のために前期的遺制とみるむきもあるが、幕藩体制の村総有制の歴史を経たものであることは看過しえないにしても、第五節でみたように村張りの出現はそれほど古いものではなく近代の創造物である。それは村総有制という旧慣への単なる復権に止まらず、ある時代状況下における狭隘な労働市場に対する経営態様の一つとみることも検討に値しよう。本稿でとりあげた野見湾岸地域の事例は、同時代においても村張り経営の採否には、その時代性ばかりでなく地域的条件が大きく関与することを考える素材となる。最後に一九六〇年からの経済成長による労働市場の拡大、モータリゼーションと湾岸地域を縫う道路の開通はこの地域の就労環境を変え、若年層を中心とする地区外転出・通勤による労働力の流出が始まり、その結果高齢化・過疎化したこの地域では山腹から農耕地が消滅し、養殖を除けば漁業も峠を越えたことを付記しておく。